

令和7年第12回城陽市農業委員会定例総会議録

1. 開催日時 令和7年12月8日（月）午後1時35分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (17人)

委 員	1番 岡本 三枝子
	3番 北澤 良祐
	4番 菊岡 祐一
	5番 奥村 郁雄
	6番 稲田 正文
	7番 田村 勝美
	8番 小出 正和
	9番 阪部 幸弘
	10番 森澤 明
	11番 太田 健市
	12番 中川 善宏
	13番 中村 安秀
	14番 奥 哲郎
	15番 森島 孝司
	16番 吉田 真己
	17番 畑中 恭伸
	19番 木村 正樹

4. 欠席委員 (3人)

2番 中村 貴子
18番 新井 泉次
20番 谷 則男

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

日 程 第 5 議案 第35号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 議案 第36号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（貸借権の設定・移転）

日 程 第 7 報告 第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

日 程 第 9 報告 第30号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番 中村 貴子委員、18番新井委員、20番谷会長より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>なお、本日の定例総会議事については農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理するとありますので職務代理者である木村委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、木村職務代理者、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
職務代理	<p>(挨 拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和7年第12回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いします。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、職務代理者が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、7番田村委員、8番小出委員よろしくお願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいたします。</p> <p>日程第3、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号25番について事務局から説明をお願いします。</p>

	<p>なお、当該案件は譲受人の親族が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。</p> <p>(関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号25番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p> <p>資料1に位置図を添付しております。</p> <p>なお、当該地につきましては、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
職務代理	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	譲受人の●●さんは、認定農業者として茶・花苗を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入れます。</p>
	<p>受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。</p> <p>(関係委員入室)</p> <p>受付番号26番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は譲受人が私となっている案件です。</p>

	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。私の代わりに臨時議長をお願いしなければなりませんので、地方自治法第107条の規定を準用しまして、年長の●●委員に臨時議長をお願いいたします。</p> <p>●●委員、議長席に移動をお願いします。 (関係委員退席)</p>
臨時議長	<p>臨時議長をつとめさせていただく●●です。 議事進行にあたり皆様のご協力をお願いします。</p> <p>●●委員の退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号26番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市枇杷庄 ●● ●●、譲受人は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。 資料2に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
臨時議長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	譲受人の●●さんは、認定農業者としてイチジク・トマトを栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
臨時議長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入れます。</p> <p>受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。また、議事進行を●●委員に交代します。</p>

	(関係委員入室)
職務代理	受付番号 27 番について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 27 番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市富野 ●● ●です。</p> <p>権利の種類は 3 条の有償移転です。</p> <p>資料 3 に位置図を添付しております。</p> <p>事務局が ●● 氏の所有地を現地調査した際に、所有地の一部が駐車場となっていましたが、市街化区域の農地であったため、顛末書及び始末書付きの 4 条届出をしていただき是正処理しております。</p> <p>なお、当該地につきましては、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
職務代理	対象地の所有権移転の適格性等について、●● 委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は地域で中心的な担い手の一人であり地域の役職も担っておられ、申請地は自己所有農地と隣接しており集約化を図る元とお聞きしており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
職務代理	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
	<p>受付番号 27 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第 3 条第 2 項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p>
	<p>日程第 4、議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程し、受付番号 13 番から 14 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	受付番号 13 番と 14 番については同一借受人のため取りまとめて説明します。

	<p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p> <p>日程第5、議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号47番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は借り手の親族が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号47番について説明します。</p> <p>本案件は令和3年1月1日から令和7年12月31日まで設定された相対契約からの再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市奈島 ●● ●●です。</p> <p>借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
職務代理	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	借り手の●●さんは、認定農業者として茶・花苗を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
	<p>受付番号47番を原案通り決定することに賛成の方は举手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>

	<p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室)</p> <p>受付番号48番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号48番について説明します。 本案件は令和6年11月1日から令和7年10月31日まで設定された相対契約からの再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は大阪府吹田市 ●● ●●です。 借り手は城陽市平川 ●●●●●●●●です。</p>
職務代理	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>以前から申請地にて梅を栽培されており、農地所有適格法人でもあるため、適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
職務代理	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入れます。</p>
	<p>受付番号48番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
	<p>受付番号49番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号49番について説明します。 本案件は令和6年12月1日から令和7年11月30日まで設定された相対契約からの再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市富野 ●● ●●です。 借り手は城陽市枇杷庄 ● ●です。</p>
職務代理	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、私から報告します。</p>

借り手の●さんは、イチジクを主として耕作され、耕作面積を拡大されおり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号49番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第6、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について貸借権を上程し、受付番号1番から3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1番から3番については同一借受人のため、取りまとめて説明します。

受付番号1番について説明します。

本案件は令和6年10月1日から令和8年9月30日まで設定された貸借権の再配分で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

貸し手は京都市上京区 ●●●●●●●●●●●●です。

受付番号2番について説明します。

本案件は令和7年3月1日から令和17年2月28日まで設定された貸借権の再配分で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

貸し手は京都市上京区 ●●●●●●●●●●●●です。

受付番号3番について説明します。

本案件は令和7年3月1日から令和12年2月28日まで設定された貸借権の再配分で権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

貸し手は京都市上京区 ●●●●●●●●●●●●です。

借り手はいずれも城陽市平川 ●●●●●●●●です。

	<p>本案件は●●さんの法人化に伴い、これまで個人で貸借していた農地を解約し、●●●●●との再配分で法人に切り替えるものとなっています。</p> <p>なお、相対契約ではないため、解約及び再配分は●●●●●と●●さんとの手続きとなっておりますので、所有者と機構の手続きは発生していません。</p>
職務代理	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	借り手の●●●●●・●●さんは、認定新規就農者としてネギを栽培されており、適格性等について、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
職務代理	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
	質疑がないので、採決に入ります。
	<p>受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は举手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p>
	全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
	<p>受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は举手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p>
	全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
	<p>受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は举手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p>
	全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
	日程第7、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号75番から80番について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号 7 5 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市観音堂 ●● ●●●です。</p> <p>受付番号 7 6 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p> <p>受付番号 7 7 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市観音堂 ●● ●●です。</p> <p>受付番号 7 8 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市市辺 ●● ●●です。</p> <p>受付番号 7 9 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市市辺 ●● ●●です。</p> <p>受付番号 8 0 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市市辺 ●● ●●です。</p> <p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第 7 を終了します。</p> <p>日程第 8 、報告第 2 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを専決しました。受付番号 1 4 番と 1 5 番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号 1 4 番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市寺田 解約理由は双方合意による解約です。</p> <p>受付番号 1 5 番について説明します。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市奈島 解約理由は双方合意による解約です。</p>
職務代理	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p> <p>日程第9、報告第30号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号2番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申出人は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●です。 主たる従事者は城陽市寺田 ●● ●です。 資料6に位置図を添付しております。</p>
職務代理	<p>対象地の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。当該地の南側および東側は住宅が建っており、竹林として適正に管理されており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
職務代理	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。</p> <p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第12回定例総会を終了致します。</p> <p>続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いします。</p>

城陽市農業委員会会長

職務代理

会議録署名委員

会議録署名委員